特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理および提供等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

滋賀県知事は、住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理および提供等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

滋賀県知事

公表日

令和2年3月19日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

_I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理および提供等に関する事務
②事務の概要	都道府県は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を市町村と共同して構築している。 なお、住民基本台帳は、住基法に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度およびその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 具体的に滋賀県では、住基法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町からの本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新および地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への通知 ③滋賀県知事から本人確認情報に係る県の他の執行機関への提供または他部署への移転 ④住民による請求に基づく当該個人の本人確認情報の開示ならびに開示結果に基づく住民からの本人確認情報の訂正、追加または削除の申出に対する調査 ⑤機構への本人確認情報の照会
③システムの名称	
	住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル:	
都道府県知事保存本人確認情	報ファイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) - 第7条(住民票の記載事項) - 第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) - 第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) - 第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) - 第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) - 第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) - 第30条の13(都道府県の条例による本人確認情報の提供) - 第30条の15(本人確認情報の利用) - 第30条の22(市町村間の連絡調整等) - 第30条の32(自己の本人確認情報の開示) - 第30条の35(自己の本人確認情報の訂正)
4. 情報提供ネットワークシ	
①実施の有無	<選択肢> (選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	-
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	総務部市町振興課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
_	
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
請求先	総合企画部県民活動生活課県民情報室 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3121 総務部市町振興課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3233
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ
連絡先	総務部市町振興課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3233

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	数					
評価対象の	事務の対象人数は何人か	Γ	30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満 (2) 1,000人以上 (3) 1万人以上10 (4) 10万人以上3 (5) 30万人以上	1万人未満 万人未満
	いつ時点の計数か	令和1年	11月1日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報	報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和1年	11月1日 時点			
3. 重大事	故					
	RIC、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

	And of some particle for the party
== \	直判断結果

基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類		
	書及び全項目評価書] も機関については、それぞれ重点	項目評価書又は全項	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書 3) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
	青報提供ネットワークシステム	ナマウムユエナ吸ノ	
2. 特定個人情報の人子(1	育報提供イットソークン人アム	を通じに入手を除く	
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[特に力を入れている	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[特に力を入れている	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワークシ	ステムを通じた提供を	除く。) []提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[〇]接網	売しない(入手) [O]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・シ	肖去		
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[特に力を入れている	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査			
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・唇	各		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年1月25日	I 関連情報 ー 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止 請求 請求先	総合政策部県民活動生活課県民情報室 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四 丁目1番1号 電話番号 077-528-3121	総合政策部県民活動生活課県民情報室 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四 丁目1番1号 電話番号 077-528-3121 総務部市町振興課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四 丁目1番1号 電話番号 077-528-3233	庫 後	
平成28年4月1日	I 関連情報 − 7.特定個人 情報の開示・訂正・利用停止 請求 請求先	総合政策部県民活動生活課県民情報室 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四 丁目1番1号 電話番号 077-528-3121 総務部市町振興課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四 丁目1番1号 電話番号 077-528-3233	県民生活部県民活動生活課県民情報室 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四 丁目1番1号 電話番号 077-528-3121 総務部市町振興課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四 丁目1番1号 電話番号 077-528-3233	串後	
平成29年4月1日	I 関連情報 — 5評価実施 機関における担当部署 ②所属長	課長 中嶋 毅	課長 林 毅	事後	
平成31年1月31日	I 関連情報 — 6評価実施 機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長 林 毅	登	事後	
平成31年1月31日	IV リスク対策 1.提出する特 定個人情報保護評価書の種 類	I	基礎項目評価書及び全項目評価書	事後	様式の変更による。
平成31年1月31日	IV リスク対策 2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	l	特に力を入れている	車後	様式の変更による。
平成31年1月31日	IV リスク対策 3 特定個人情 報の使用 目的を超えた紐付 1付、事務に必要ない情報との 紐付けが行われているリスク への対策は十分か		特に力を入れている	順 後	様式の変更による。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月31日	IV リスク対策 3.特定個人情報の使用 権限のない者(元報員、アクセス権限のない職員等)におよって不正に使用されるリスクへの対策は十分か		特に力を入れている	争後	様式の変更による。
平成31年1月31日	IV リスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託報ファイルの取扱いの委託を発売における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		特に力を入れている	事後	様式の変更による。
平成31年1月31日	IV リスク対策 5.特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 不正な提供を除く。) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		特に力を入れている	事後	様式の変更による。
平成31年1月31日	IV リスク対策 6.情報提供 ネットワークシステムとの接続		接続しない(入手)	事後	様式の変更による。
平成31年1月31日	IV リスク対策 6.情報提供 ネットワークシステムとの接続	I	接続しない(提供)	事後	様式の変更による。
平成31年1月31日	IV リスク対策 7.特定個人情報の保管・消去	I	特に力を入れている	事後	様式の変更による。
平成31年1月31日	V リスク対策 8.監査 実施 の有無	_	[〇] 自己点検 [〇] 内部監査 [] 外部監査	事後	様式の変更による。
平成31年1月31日	IV リスク対策 9.従業者に対 する教育・啓発 従業者に対 する教育・啓発		特に力を入れて行っている	事後	様式の変更による。

Щ		変更後の記載に新にお言いた。	提出時期	提出時期に係る説明
県民生活部県民活 所在地 〒520-1 丁目1番1号	県民生活部県民活動生活課県民情報室 総合企画部県民活動生活課県民情報室所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市1丁目1番1号	1生活課県民情報室 577 滋賀県大津市京町四 -3121 577 滋賀県大津市京町四-3233	碘	
住民基本台帳法(住 法律第81号) (平成25年5月31日 ・第7条(住民票の記 ・第12条の5(住民記 ・第12条の5(住民記 ・第30条の5(付民記 ・第30条の7(都道) ・第30条の7(都道) ・第30条の8(本人 構の通報) ・第30条の13(都道) ・第30条の13(都道) ・第30条の13(都道) ・第30条の13(都道) ・第30条の15(本人・第30条の32(自己・学30条の35(自己・学30条の15(本人・第30条の15(本人・第30条の15(本人・第30条の35(自己・学30条の35(自己・学30条の35(自己・学30条の35(自己・学30条の35(自己・学30条の35(自己・学30条の35(自己・学30条の35(自己・学30条の35(自己・学30条の35(自己・学30条の35(自己・学30条の35(自己・学30条の35(自己・学30条の35(自己・学30条の35(自己・学30条0分分5(自己・学30条0分分5(自己・学30条0分分5(自己・学30条0分分分分分分分分分分分分分分分分分分分分分分分分分分分分分分分分分分分	基法)(昭和42年7月25日 日法律第28号施行時点) 1載事項) 基本台帳の脱漏等に関する 級) 付長から都道府県知事への 14等) 存果知事から機構への本人 確認情報の誤りに関する機 人確認情報の誤りに関する機 (確認情報の記りに関する機 (確認情報の制力) (確認情報の利用)	住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日 法律第81号) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人 確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人 確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機 構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県 の執行機関への本人確認情報の担供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の利用) ・第30条の32(自己の本人確認情報の制示)	帝	
⁻成26年1	平成26年11月1日時点	IT:	事後	
平成26年11月1日時点	11日時点 令和1年11月1日時点	Ins	事後	